

令和 4 年度第 2 0 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 2 4 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

① 件 名	復興公営住宅用地の払下げについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 平成 3 0 年度に 4, 4 5 6 戸の復興住宅の整備が完了したが、半島沿岸部の集団移転用地に造成した復興住宅用地については、宅地造成が復興住宅建設より先行して行われたことにより、最終的には被災者の意向と宅地整備状況に開きが生じ、2 9 区画の空き宅地が発生した。 このうち二子地区の 1 1 区画については災害公営住宅整備事業（復興交付金事業）の対象外として扱い、国土交通省による空き宅地の利用計画承認を受けた。</p> <p>【目的】 計画承認を受けた二子地区の住宅用地 1 1 区画について、払下げ要望への対応と歳入の確保を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕・〔個別計画との整合性：有・<input type="checkbox"/>無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和元年 6 月 国、県との空き宅地の方針協議、国土交通省による空き宅地の利用計画承認 ～ 1 1 月</p> <p>令和 2 年 8 月 災害公営住宅整備事業の完了実績報告、完了検査</p> <p>令和 3 年 4 月 復興交付金返還</p> <p>令和 4 年 9 月 庁内協議 ～ 1 1 月</p>
⑤ 主な内容	復興交付金が充当されていない二子地区の空き宅地 1 1 区画について、今年度中に公募・払下げを行う。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 払下げ要望への対応と歳入の確保が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 収入：財産売払収入（公有財産価格審査委員会審議後に払下げ額の決定）</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	女川町：同一要件にある 6 区画のうち 3 区画を払下げ予定
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和 5 年 2 月 公有財産価格審査委員会へ提案、用途廃止、所管替 2 月 1 3 日～ 3 月 1 3 日 公募期間 4 月～ 契約手続き</p>
⑨ その他	公募、払下げ手続き等については、防災集団移転用地と同様の取り扱いにより行う。